

公委第100373号

[illegible]

なお、同条第6項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書は、京都府警察本部交通部交通指導課駐車管理センターに保管していますから、弁明の機会の付与を受ける者は、来訪の上、受領してください。

12月8日 年9月11日
京都府公安委員会 印

記

1 弁明書の提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85の3
京都府警察本部交通部交通指導課駐車管理センター

2 弁明書の提出期限

令和8年 9月25日 まで

3 弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

弁 明 の 機 会 の 付 与 を 受 け る 者 の 氏 名	弁明の件名
酒井 純	放置違反金の納付命令に関する件（第 61-109-260212-631001 号）
太田 宗一郎	放置違反金の納付命令に関する件（第 61-124-251228-594001 号）
島田 哲宏	放置違反金の納付命令に関する件（第 61-124-260702-604005 号）
FERNANDO WARNAKULASURYA THASINDU NILAN	放置違反金の納付命令に関する件（第 61-126-260527-621006 号）

注 道路交通法第51条の4第7項の規定により、この公示をした日から起算して2週間を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。